

公示番号：170277

国名：南アフリカ共和国

担当部署：南アフリカ事務所

案件名：算数教育政策アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務：算数科学技術（MST）政策

(2) 格付：3号

(3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間：2017年6月下旬から2017年11月下旬まで

(2) 業務 M/M：国内 1.0M/M、現地 3.0M/M、合計 4.0M/M

(3) 業務日数：国内準備13日、現地業務90日、国内整理7日

・ 第1次 国内準備10日、現地業務60日、国内整理5日

・ 第2次 国内準備3日、現地業務30日、国内整理2日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

(2) 見積書提出部数：1部

(3) 提出期限：5月31日(12時まで)

(4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報
>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))
>業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

(5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年6月13日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針

16点

②業務実施上のバックアップ体制等

4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	40 点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8 点
③語学力	16 点
④その他学位、資格等	16 点
	(計 100 点)

類似業務	教育分野に係る各種調査業務
対象国／類似地域	全世界
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

1) 南アの理数科教育

南アフリカ共和国（以下「南ア」）政府は、「国家開発計画（NDP：National Development Plan) 2030」において、高い失業率の緩和、資源依存経済からの脱却と産業多角化を中心課題に掲げ、それを可能とする人材育成の重要性を謳っている。2010年には「人材育成戦略（Human Resource Development Strategy South Africa: HRDS-SA 2010-2030）」を公表し、教育と貧困削減をより重視した人材・職能育成を中期戦略として掲げるとともに、それまでの教育省を、幼児教育から12年生までを管轄する基礎教育省（Department of Basic Education: DBE）と、大学教育とTVET（Technical Vocational Education and Training）を管轄する高等教育訓練省（Department of Higher Education and Training: DHET）に分割再編し、教育のアクセス・質改善に努めてきた。しかしながら、アパルトヘイト制度下に行われた黒人への差別教育の影響は大きく、廃止後20年以上たった現在でも深い社会的不平等をもたらしており、NDPが目標とする産業界に寄与する人材育成のための教育の質向上達成には課題が多い。

基礎教育省は、カリキュラム政策・サポート及びモニタリング局下に新たにMath, Science, Technology (MST) 課を設立し、産業人材育成の礎となる理数科教育の強化を図っているが、その基となる現行のMST政策（National Strategy for Mathematics, Science and Technology Education in General and Further Education and Training）は2001年に策定されたもので、算数（数学）のみに焦点が置かれ、テクノロジーに関しては全く記述がないなど南アの現状に即さないことから、2012年頃から同政策の改定作業が始まり、タスクチームが発足した。改定には、南アにおける科学技術発展の役割を担う科学技術省（Department of Science and Technology: DST）、教員養成を担っている高等教育訓練省、現職教員研修や学校においてMST科目の実施を行っている基礎教育省の3省が協働しており、基礎教育省がその中心となっている。

同改定プロセスでは、各州のMST政策の分析や、2001年MST政策の下で行われた活動等の分析が行われた。2015年には分析結果に基づいて新しいMST政策改定案が策定されたものの、基礎教育省内において意見の対立があり最終化には至らず、これまで南アにおいて理数科教育支援を実施しているJICAへ、科学技術政策に関する国際的潮流や日本の理数科教育に関する知見を反映しつつ最終化を行うための技術

支援が依頼された。

JICA は 2011 年より、基礎教育省カリキュラム政策・サポート及びモニタリング局に対して、低学年の算数教育の改善を目的とした支援を行っている。これまで算数教育政策アドバイザー 2 名（フェーズ 1：2012-2014、フェーズ 2：2014-2016）を派遣し、教員が教室でカリキュラムを実践する際の指導書の開発（文章問題に特化したもの）と、その導入モデルに関する支援を行った。2017 年 6 月開始予定の第 3 フェーズでは、本件の他に 2 名の専門家（長期専門家 1 名および短期専門家 1 名）の活動を予定している。基礎教育省は、新しい MST 政策の中で、国としてのビジョンを明確にし、そのビジョンに基づいて、JICA プロジェクトを含めた具体的な介入を行っていきたいとしている。

7. 業務の内容

本業務は、有識者 1 名、現地傭人 1 名、および本業務従事者の 3 名体制で行う¹。

本業務従事者は、基礎教育省と連絡を取りつつ、ステークホルダーから聞き取り調査を行いその結果を分析、また MST に係る日本及び諸外国の知見を入れつつ MST 政策改定案の最終化を行う。

具体的担当事項は以下の通りとする。

- (1) 国内準備期間（2017 年 6 月下旬）
 - ア 2001 年 MST 政策、2015 年に作成された新しい MST 政策改定案、改定プロセスで書かれた分析レポート等を精査・分析し、日本の知見を用いた改善案を含む分析結果を南アフリカ事務所へ提出する。
 - イ 有識者と打ち合わせを行い、現地派遣業務に向けた準備を行う。
 - ウ 第 1 次派遣のワークプラン（英文）を作成し、JICA 南アフリカ共和国事務所へ提出する。
 - エ 人間開発部基礎教育第 2 チームへワークプランの説明を行う。
- (2) 第 1 次現地業務期間（2017 年 7 月上旬～2017 年 8 月下旬）
 - ア 現地業務開始時に、基礎教育省及び JICA 南アフリカ事務所にワークプランを説明し、業務計画の確認を行う。また、定期的に JICA 南アフリカ共和国事務所に対し進捗報告を行うとともに、基礎教育省と協議を行い、聞き取り調査の必要なステークホルダー（基礎教育省、高等教育訓練省、科学技術省含む）を洗い出し、調査計画をたてる。
 - イ 有識者もしくは現地傭人と共に聞き取り調査を行い、各ステークホルダーが考える新 MST 政策改定案の不足事項やニーズを分析し、結果をまとめる。
 - ウ 基礎教育省へ分析結果を報告し、MST 政策の最終化に係る協議を行う。
 - エ 現地傭人と協働して MST 政策改定案の最終化を行う。
- (3) 第 1 次国内整理期間（2017 年 9 月上旬）
 - ア 人間開発部基礎教育第 2 チームへ第 1 次派遣の現地業務結果報告を行う。
 - イ 現地傭人と連絡をとりつつ、MST 政策改定案の最終化を進める。

¹ 有識者は世界の科学技術政策の潮流、日本の知見等を踏まえ、新しい MST 政策の最終化に係る分析、基礎教育省に対する助言を行なう。現地傭人は、南アにおける MST の現状および新しい MST 政策改定案に知見を持ち、本業務専門家と共に、ステークホルダーからの聞き取り調査及び最終化を行う。

- (4) 第2次国内準備期間(2017年9月下旬)
 - ア 有識者と打ち合わせを行い、第2次現地派遣業務に向けた準備を行う。
 - イ 第2次派遣のワークプラン(英文)を作成し、南アフリカ事務所へ提出する。
- (5) 第2次現地業務期間(2017年10月上旬～2017年10月下旬)
 - ア 現地業務開始時に、基礎教育省及びJICA南アフリカ共和国事務所にワークプラン(英文)を説明し、業務計画の確認を行う。また、定期的にJICA南アフリカ共和国事務所に対し進捗報告を行う。
 - イ 有識者、現地庸人とMST政策最終版の確認を行う。
 - ウ 基礎教育省およびその他のステークホルダーに対し、改定点についてプレゼンテーションを行う。
 - エ 現地派遣終了時に、JICA南アフリカ共和国事務所に対し、業務の成果、課題、助言を含む現地業務報告書(英文)を作成、提出し、現地業務報告を行う。
- (6) 第2次国内整理期間(2017年11月上旬)

専門家業務完了報告書(和文)をJICA南アフリカ共和国事務所に提出する。報告書には、業務の成果、残された課題、提言等を含むこととする。また、JICA人間開発部基礎教育第二チームに対して現地業務報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン(全体及び各派遣時)
 - 英文2部(基礎教育省、JICA南アフリカ共和国事務所)
- (2) 現地業務結果報告書(各派遣終了時)
 - 英文2部(基礎教育省、JICA南アフリカ共和国事務所)
- (3) 新MST政策改定案
 - 英文2部(基礎教育省、JICA南アフリカ共和国事務所)
- (4) 専門家業務完了報告書
 - 和文2部(JICA南アフリカ共和国事務所、JICA人間開発部)

記載項目は以下の通りとし、関連資料を添付する。

 - 1) 業務の具体的内容
 - 2) 業務の成果・達成状況
 - 3) 業務実施上の課題とその対処法・結果
 - 4) 業務実施上で残された課題
 - 5) 基礎教育省への提言

また、現地派遣期間中／国内作業期間中の業務従事月報(和文)を作成し、JICA南アフリカ共和国事務所に提出する。

上記成果品の体裁は簡易製本とし、合わせて電子データも提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイ

ドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む（見積書に計上のこと）。

航空経路は、日本⇒ドバイ⇒ヨハネスブルグ⇒ドバイ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務派遣期間は2017年7月初旬から2017年10月下旬を予定しているが、ある程度の日程調整は可能。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は以下の通り。

- 有識者 (0.3MM) : 日本において MST 政策の最終化に係る分析について当該専門家に助言する（現地調査を行う可能性がある）
- 現地庸人 (4.0MM) : JICA 南アフリカ事務所が契約する（2017年7月～10月まで）。当該専門家の指揮命令下において業務を遂行する。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舎手配

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ

事務所より手配

エ) 通訳傭上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

必要に応じて対応

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料は、併記のリンクにて公開されている。

- MST Strategy (2001)
https://www.westerncape.gov.za/text/2003/strategy_math_science_fet.pdf
- Investigation into the implementation of Maths, Science and Technology
<http://www.education.gov.za/Portals/0/Documents/Reports/Ministerial%20Committee%20Report%20on%20MST.pdf?ver=2015-02-05-133750-557>

②以下の資料に関しては JICA 南アフリカ共和国事務所

mizunoshaw.maki@jica.go.jp までお問い合わせください。

- Draft National Strategy for Mathematics, Science and Technology (MST) Education in Schools（新 MST 政策改定案）
- The State of Mathematics, Science and Technology in our schools

(3) その他

- ① 教育政策策定の経験があることが望ましい。
- ② 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度のため、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とする。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に登録ください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上